

人の動き (5月末日現在)

人口	39,389人 (-7)
男	18,437人 (+7)
女	20,952人 (-14)
世帯	15,659世帯 (+17)
出生	22人 (+3)
死亡	47人 (+3)

※外国人を含めた数値。()は前月比。

市内の交通事故状況 (5月末日現在)

	5月	累計	前年比
発生	14件	62件	-16件
死者	0人	0人	-3人
傷者	14人	75人	-32人

市内の街頭犯罪等発生状況 (5月末日現在)

	5月	累計	前年比
侵入盗	4件	14件	-6件
自動車盗	2件	2件	-1件
オートバイ盗	3件	8件	+4件
自転車盗	2件	9件	-15件
車上ねらい	1件	5件	-11件

水道の休日直当番業者

月	日	指定工事業業者	電話
7	2(土)	(有)港南設備 稲 荷	982-4487
	3(日)	(株)佐々木工業所 湊 町	983-0450
	9(土)	K・シマダ 下吾川	983-6553
	10(日)	(有)協和設備工業 上吾川	983-4185
	16(土)	(有)栄電機設備 中 山	967-1318
	17(日)	(株)伊予設備 米 湊	983-4613
	18(月)	岩井水道工業所 大 平	983-3066
	23(土)	藤岡工業(株) 上 灘	986-0350
	24(日)	(有)二宮水道工業 下吾川	983-2819
	30(土)	未来設備 尾 崎	983-5282
8	31(日)	功栄設備 中 村	982-5888
	6(土)	(有)升田金物店 出 淵	967-0067
	7(日)	(有)ハヤタ設備工業 上吾川	983-0398

※水道メーターから宅地側の修理は自己負担。
 ※業者への依頼は、8:00~17:00。

市税の納期 (7月)

	納期限	口座引落日
固定資産税 (第2期)		
国民健康保険税 普通徴収 (第1期)	8月1日(月)	7月27日(水)

男女共同参画の推進に関心のある方へ

「日本女性会議」の参加者を募集します

まちづくり創造課(内線588)

男女共同参画に関する会議としては国内で最大規模である「日本女性会議」への参加者を募集します。

男女共同参画に関する会議として

■募集人数 5人程度
 ※応募者多数の場合は抽選とします。
 ■対象者 市内在住の女性で、会議参加後に800字程度のレポートを提出できる方

■会議名 日本女性会議2011 松江大会

■申込締切 7月15日(金)

■場所 くまびきメッセ(島根県松江市学園南1-2-1)

■その他 会場への交通手段は公共交通機関を利用し、職員が随行します。

■日程 10月14日(金)~15日(土)
 ■参加者負担金 100000円程度(飲食代は別途必要です)

■申し込み まちづくり創造課へお電話ください。

中山・双海地域の市営住宅入居希望の方へ

市営住宅入居者の随時募集について

都市整備課(内線595)

平成23年度市営住宅の入居希望者を次のとおり募集します。

■選考方法

申し込みは毎月末締めとし、住宅困窮度合いにより選考し難い場合は、翌月に公開抽選を行います。

■募集対象住宅

中山・双海地域の市営住宅

空き家がない場合は、補欠入居者として登録し、空き家が生じた時点で公開抽選により入居順位を決定します。

■入居申込資格

○伊予市内に住所、または勤務場所があること。
 ○現在、住む所に困っていること。
 ○同居を予定する親族がいること。(条件により単身も可)

■応募受付期間

7月4日(月)~平成24年1月31日(火)8時30分~17時15分、土・日曜日、祝日、年末年始を除く。

■家賃

対象住宅の立地条件などにより算定された基礎額から、入居する方の所得に応じて決定します。

■応募手続き

都市整備課窓口においてある申込書に、必要書類を添付して提出してください。

○市税を滞納していないこと。
 ○いわゆる「暴力団員」でないこと。

■応募手続

都市整備課窓口においてある申込書に、必要書類を添付して提出してください。

「寄付ありがとびくびくあります」

◎喜楽鋳業株式会社より200万円を寄付

三秋に営業所がある喜楽鋳業株式会社から、伊予市の地域振興に役立ててほしいと、200万円の寄付をいただきました。

「意見をお寄せください」

意見公募手続制度による意見を求めます

都市整備課(内線568)、市民生活課(内線535)

平成23年第4回6月議会

議長、副議長が決まりました

6月9日、平成23年第4回6月伊予市議会定例会が開催され、新しい議長に田中弘氏(中山)、副議長に武智邦典氏(宮下)が決定しました。



副議長 武智 邦典 氏



議長 田中 弘 氏

市では、伊予市意見公募手続条例に基づき、次の2件について意見を募集します。

■意見の提出方法

意見提案書(所定の様式)に必要事項を記入し、直接持参、郵送、ファックス、Eメールのいずれかで提出してください。

■政策等の名称

- ①伊予市景観計画(案)
- ②伊予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例(案)

■閲覧場所

- 市役所1階ロビー
- 中山・双海地域事務所
- 伊予市ホームページ

■閲覧期間・意見の提出期間

7月4日(月)~25日(月)

家屋を取り壊す場合はご相談ください

家屋を取り壊したときの固定資産税について

税務課(内線534)

居住用の家屋が建っている土地は、税負担の軽減を図るため、特例措置が適用されています。家屋を取り壊したとき、この適用がなくなり、家屋の価格によっては、かえって税額が上がる場合があります。

がありますので、事前にご相談ください。また、家屋を取り壊したときについても、調査員による把握が困難な場合もありますので、税務課までご連絡ください。

市が行う事務事業を外部評価

伊予市行政評価委員会委員が決まりました

行政改革・政策推進室(内線668)

「第三期伊予市行政評価委員会(外部評価委員)」の委員が次のとおり決定しました。

- 学識経験者
 - 妹尾 克敏さん(松山大学法学部長)
 - 向井 昌寿さん(南法律事務所弁護士)

■公募による者

- 武智 英明さん(上三谷)
- 藤本 郁恵さん(双海町上灘)
- 市長が認めた者
 - 曾根 弘輝さん(下吾川)元伊予市総合計画策定審議会委員
 - 高橋 敏さん(中山町中山)元伊予市・中山町・双海町合併協議会委員

ご意見をお寄せください

平成22年度行政評価の意見公募を行います

行政改革・政策推進室(内線668)

先月号の広報いよしで紹介した行政評価の意見公募を始めます。行政が実施した事務事業に対する皆さんのご意見をお寄せください。

- 意見公募期間
 - 7月1日(金)～31日(日)
- 閲覧場所
 - 市役所1階ロビー
 - 中山・双海地域事務所

○伊予市ホームページ(行政評価公開システム)
※ホームページの行政評価公開システムから意見を提出するには、登録が必要です。
※市役所・各地域事務所に持参する場合は、平日の8時30分～17時15分に提出してください。

- 提出先
 - 行政改革・政策推進室

中小企業経営者の方へ

中小企業振興資金融資制度

産業経済課(内線573)

市内で1年以上、中小企業を経営している個人または法人の方に、事業に必要な運転資金や設備投資資金を低利で融資する制度を設けています。

- 融資を受けることができる方
 - 市内に住居または事業所があり、市税を完納している方
- 融資条件
 - 融資限度額 50万円
 - 融資期間 5年以内

○返済方法 原則として分割払い(一括払いも可)
○保証人 法人の場合はその代表者の方。個人の場合は原則として不要ですが、経営者本人の配偶者などを保証人として求めることがあります。
■貸付利率 年利1.85%(日本政策金融公庫普通貸付利率の0.3%引き、6月8日現在の変動利率)

伊予地区ひまわりプロジェクト連絡協議会

『第7回ひまわり祭り』を開催します

産業経済課(内線579)

- 日時 7月10日(日)、10時～14時30分 ※雨天中止
- 場所 ウェルピア伊予
- 内容
 - ひまわり苗配布やひまわりの絵の展示
 - 伊予農高や地元団体による特産品の展示・販売
 - 園児による歌や踊りなどのイベ



■問い合わせ 伊予地区ひまわりプロジェクト連絡協議会事務局

(伊予農高高等学校内、☎982-1225、または産業経済課)

平成22年度情報公開・個人情報保護の実施状況

市では、伊予市情報公開条例および伊予市個人情報保護条例に基づき、実施状況を公表します。

■個人情報保護の実施状況

○個人情報取扱事務登録件数 585件

実施機関	内容	件数
市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会	開示、訂正、利用停止の請求	0
	開示、訂正、利用停止の請求に対する決定	0
市長	不服申し立て	0
	裁決または決定を行った処理	0

■情報公開の実施状況

実施機関	内容	件数	
市長	公文書公開請求	3	
	処理状況	公開決定	3
		全部公開	0
		部分公開	3
	非公開決定	0	
不服申し立て	0		

※市長部局以外はなし。

■問い合わせ 総務課(内線508)

伊予市消費者相談窓口からのお知らせ

つながって 支えあって 消費者力

高齢者家庭相談員事業をご存知ですか？

伊予市社会福祉協議会では、90人の高齢者家庭相談員が約800人の高齢者を見守る活動をしています。

独り暮らしをしている70歳以上の方を対象に、安否確認をしたり、健康や日常生活のことで困っていることがないか相談を受けたりしています。

高齢者を狙った悪質な訪問販売や電話勧誘販売による被害が後を絶ちません。このように地域でかかわってくださる方々の見守りは非常に重要です。お気軽にご相談下さい。

(伊予市社会福祉協議会 ☎982-0393)

悪質商法・多重債務などで困った時は、まず相談！

産業経済課 消費者相談窓口

専用電話 ☎982-1289

月・水・金曜日は専門の相談員が対応します。

特別徴収年金からの天引きで介護保険料を納めている方へ

介護保険特別徴収通知書の様式が変わります

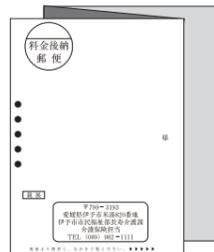
長寿介護課(内線559・562)

封書からはがきに変わります

今年度7月の年額決定通知から、特別徴収通知書が、封書からがして読むはがきに変わりますのでご留意ください。

4月の仮徴収通知は送付しません

7月の通知に、翌年度の仮徴収額を記載しますので、今後は4月の仮徴収通知は送付しません。



※はがして読むはがき

同じ有効成分で作られた低価格の薬

ジェネリック医薬品について

健康保険課(内線545)

ジェネリック医薬品は、医薬品の特許が切れた後に同じ有効成分で作られた薬のことです。低価格ですので、自己負担額を安くすることが出来ます。

市では、国民健康保険加入者に対し、被保険者証更新のときに、「ジェネリック医薬品希望カード」を同封します。ジェネリック医薬品を希望する方は、カードを病院

や薬局の窓口で見せてください。

※すべての薬にジェネリック医薬品があるわけではありません。

※薬代が下がっても、自己負担額が新薬と変わらない場合もあります。

※ジェネリック医薬品への切り替えは、医師や薬剤師にご相談ください。

後期高齢者医療保険料

平成23年度保険料の通知書を送付します

健康保険課(内線524)

後期高齢者医療保険料の通知書を7月中に送付します。納付方法は、年金から天引きする「特別徴収」と、納付書または口座振替などで納める「普通徴収」の2種類があります。

今回送付する通知書の保険料額欄には、「特別徴収額」「普通徴収額」それぞれの納付金額が記入されています。

一定の障害のある方

「後期高齢者医療制度」に加入することができます

健康保険課(内線524)

65歳以上75歳未満の一定の障害のある方は、申請することで「後期高齢者医療制度」に加入することができます。

■対象者

- 65歳以上75歳未満の方で、次の手帳をお持ちの方
- 身体障害者手帳
- ・身体障害者等級表による級別の1〜3級に該当する方
- ・同表の4級の一部に該当する方

いますので確認してください。

「普通徴収」の方は、納付書が同封されていますので、納期限までに伊予市指定金融機関で納付してください。

口座振替を希望する方は、同封の伊予市市税等口座振替依頼書で、指定金融機関にお申し込みください。

○精神障害者手帳

・障害等級の1・2級に該当する方

○療育手帳

・手帳の表示がAに該当する方

・手帳の表示がBで、身体障害者手帳4〜6級に該当する方

■窓口持参するもの

- 身体障害者手帳など(障害の程度が分かるもの)
- 被保険者証
- 印鑑

後期高齢者医療制度に加入している方へ

後期高齢者医療制度の「被保険者証」を交付します

健康保険課(内線524)

後期高齢者医療制度に加入している皆さんがご持ちの「被保険者証」は、8月1日(有効期限 平成23年7月31日)から利用できません。新しい被保険者証を7月中に送付します。ただし、保険料を納付していない方は、納付相談が必要になります。なお、住所変更などで、被保険者証が届かない方は、健康保険課窓口で交付します。

国民健康保険に加入している方へ

国民健康保険の「被保険者証」を交付します

健康保険課(内線545)

国民健康保険に加入している皆さんがご持ちの「被保険者証」は、8月1日(有効期限 平成23年7月31日)から利用できません。新しい被保険者証を7月中に送付します。ただし、長期間、国税を納付していない方は、納付相談が必要になります。なお、住所変更などで、被保険者証が届かない方は、健康保険課窓口で交付します。

■後期高齢者医療被保険者証



■国民健康保険被保険者証



平成23年度国民年金保険料

免除申請の受付を開始します

健康保険課(内線547)

国民年金の保険料は、月額15020円(平成23年度)です。

しかし、保険料の納付が経済的に困難な場合は、申請により免除または猶予となる制度があり、申請は毎年度必要です。

今年度の申請受付を7月1日から開始します。

①全額免除・一部納付

本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定額以下の場合、保険料の全額免除または一部納付の申請ができます。ただし、一部納付については、その支払いがなければ未納扱いとなります。

②若年者納付猶予

30歳未満の方で、本人と配偶者の前年所得が一定額以下の場合、保険料の納付猶予の申請ができます。

※①、②の期間は、年金を受け取るために必要な期間(受給資格期間)として算入されます。

※免除や猶予を受けてから10年以内

は、さかのぼって保険料を納付(追納)することができ、受け取る年金額を増やせます。

※前年所得が一定額以下である学生の方が申請できる、学生納付特例も受け付けています。期間は4月〜平成24年3月の1年間となります。

■申請に必要なもの

- 年金手帳
- 印鑑
- 離職票、または雇用保険受給者証(退職・失業した方)
- 学生証、または在学証明書(学生の方)

■問い合わせ

松山西年金事務所(☎9251-5105)、または健康保険課

食育の推進を図るために

伊予市食育推進会議委員を募集します

伊予市保健センター ☎98314052

「伊予市食育推進計画」に基づき、市民の皆さんと協働で食育の推進を図るため、市民委員(伊予市食育推進会議委員)を募集します。

■審議会等の名称

伊予市食育推進会議

■募集委員

公募による市民3人

■任期

委嘱の日から平成26年3月31日まで

■委員会の予定回数

年間3回程度

■謝礼

謝礼を支払います

■応募資格

○平日の昼間に開催する会議出席できる方

○応募時に満20歳以上で、1年以上市内に在住し、任期中に転出する予定がない方

○本市の他の審議会などの委員に選任されていない方

○行政機関の職員でない方

■選考方法

○作文による審査
・「伊予市らしい食育の推進についての考え」を題材とした作文(800字程度)

※面接による審査をすることもあります。

■応募方法

所定の応募申込書に必要事項を記入し、作文を添付し、直接、郵送、またはEメールで提出してください。

※応募申込書は、伊予市ホームページからダウンロードしていただくか、伊予市保健センターでお受け取りください。

※応募書類は返却しません。審査後の結果は全員に通知します。

■応募期限 7月25日(月)必着

■提出先

伊予市保健センター
(〒799-1311、伊予市米湊768-2、Eメール hoken-center@city.iyo.lg.jp)

皆さんの安心のために、消防は24時間活動しています

水の事故から子どもたちを守るために

伊予消防署 ☎ 982-10657



こんな場所は要注意

好奇心と行動力の旺盛な乳幼児には、日頃から細心の注意を払い、環境の整備を心掛けましょう。また、子どもたちに、実際に危険な場所を見せておくのも事故を未然に防止する一つの方法です。

《家庭内》

- ・水の入っている浴槽、洗濯機
- ・ビニールプール
- ・庭の池

《家の周囲》

- ・ため池や用水路
- ・工事現場
- ・使われていない井戸
- ・マンホール

『危険』の表示がある場所

子どもが泳ぎに行く時には

確認しましょう

- ・どこへ誰と行くのか
- ・いつ帰るのか
- ・泳ぐときの注意点
- ・健康チェック

「東日本大震災」

活動報告



伊予消防等事務組合から隊員8名が緊急消防援助隊として、現地で活動しました。

派遣隊員は消防車、救急車、支援車に別れ3月14日に出発、高速道路を3日走り岩手県に到着し、17日からの活動となりました。

釜石市鶴住居町で、倒壊家屋や瓦礫下などの人命検索を行い、翌日も釜石市の片岸町で人命検索活動と救急活動を行いました。

倒壊現場ではガス漏れが続き、チェンソー、エンジンカッターなど火気を使用する機具は危険な

■伊予市管内の火災と救急出場件数(5月末日現在)

種別	5月分			累計		
	火災 件数	本庁	0	0	本庁	2
中山		0	中山		1	
双海		0	双海		2	
救急出場 件数	本庁	114	140	本庁	564	723
	中山	11		中山	67	
	双海	15		双海	92	

火災・救急 → 119	
火災 救急病院	案内 982-5959

ため、全て手作業で活動しました。救急活動は地元消防署で、救急搬送業務を行いました。

派遣中の食事はインスタント食品、就寝場所は体育館での雑魚寝、時には車両で寝ました。

今後30年以内に発生が懸念されている東南海・南海地震を前に、今回の地震で得た教訓、派遣を通じて得た貴重な経験を後輩に伝え、今後の活動に生かすことが私たちの責務だと考えています。